

センターの概要

- ◆ 名称 横手市南部地域包括支援センター
(指定介護予防支援事業所番号 0500300082 H20.4.1 指定)
- ◆ 所在地 〒 019-0529 秋田県横手市十文字町字海道下12番地5
T E L 0182-35-2177 / FAX 0182-42-5155
U R L <http://www.city.yokote.lg.jp/>
E -mail hokatsu-shien@city.yokote.lg.jp
- ◆ 組織 横手市 健康福祉部 地域包括支援センター
- ◆ 開設者・代表者 横手市長 高橋 大
- ◆ 運営主体 横手市

- ◆ 職員配置 令和8年4月1日 現在

職種・担当	員数	備考
管理者	1 名	介護支援専門員
保健師	1 名	
主任介護支援専門員	2 名	
社会福祉士	2 名	係長1名 主任介護支援専門員1名
計	6 名	

- ◆ 営業日及び時間 ○ 月曜日から金曜日
※ ただし、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日を除く。
○ 午前8時30分から午後5時15分まで
※ ただし、電話等により24時間常時、連絡が可能な体制をとります。

- ◆ 通常の事業実施地域 横手市南部地域(増田地区/平鹿地区/十文字地区)

- ◆ 利用料 無し

- ◆ 基本業務

(チームアプローチによる運営)

地域窓口として役割をはたしている在宅介護支援センターと密接に連携・協働しながら、情報共有や業務の実施体制に特に配慮して次のような基本業務を進めていきます。

- ① 高齢者や家族、地域住民からの総合的な介護・福祉に関わる総合相談支援
- ② 介護予防事業(予防給付・地域支援事業)のマネジメント
- ③ 支援困難ケースへの対応を含むケアマネジャーへの支援
- ④ 要介護者に対する虐待の防止と権利擁護事業

(地域の様々な資源の活用)

地域包括支援センターの運営にあたっては、保健・福祉・医療の専門職、民生児童委員協議会、自治会、ボランティア等の関係機関との連携を密にとる事に努めます。

介護サービス、医療サービス、ボランティア活動、近隣住民の互助など、様々な社会資源を活用した包括的かつ継続的なケアが行われるよう努めます。

◆ 事業の進め方

- ① 総合性： 高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続に必要な支援に繋ぐこと。
- ② 包括性： 介護保険のみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、支え合い活動等、多様な社会資源を有機的に結び付けること。
- ③ 継続性： 高齢者の心身の状態変化に応じて、生活の質が低下しないように適切なサービスを継続的に提供すること。

(厚生労働省 地域包括支援センターマニュアルから)

～ 横手市の行政経営理念 ～

私たちは、「幸せな地域社会」の実現をめざし、市民と手をたずさえて、
地域価値の創造に挑戦し続けます。

～ 地域包括支援センター組織目標 ～

- ◆ 人間の尊厳の尊重を基本として「共生」に基づく地域の実現を目指します。
- ◆ 常に相手の立場に立って考える「受容」の姿勢に心がけ、「公平」「公正」なサービスに努めます。
- ◆ 専門職としての役割を有効に発揮するとともに、他の職種や関係機関との「連携」「協働」によるチームアプローチに心掛けます。
- ◆ 地域のニーズを適切に把握して、「迅速」な対応に努めます。
- ◆ 利用者の「自立支援と権利擁護」を優先に考え「自己決定」できる最善の方法を追求します。

《 介護予防支援事業の目的 》

事業は、センターの介護支援専門員及び保健師等指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)が、要支援状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

《 介護予防支援事業運営の方針 》

- 1 事業の実施に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けた目標を設定する。
- 3 当該目標を踏まえ、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 4 指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービスが特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者」という。)に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 5 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 事業の運営に当たっては、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

横手市南部地域包括支援センター

苦情申出窓口の設置について

【場所・連絡先】

〒013-0529 秋田県横手市十文字町字海道下 12 番地 5

Tel 0182-35-2177・Fax 0182-42-5155

e-mail : hokatsu-shien@city.yokote.lg.jp

1. 苦情解決責任者

横手市南部地域包括支援センター 係長 大日向孝道

2. 苦情解決担当者

横手市南部地域包括支援センター 管理者 福田直美

3. 苦情相談機関

① 横手市役所市民福祉部 まるごと福祉課

〈連絡先〉〒013-0023 横手市中央町 8 番 2 号 [TEL0182-35-2134](tel:0182-35-2134)・[Fax0182-32-9709](tel:0182-32-9709)

② 秋田県国民健康保険団体連合会

〈連絡先〉〒010-0951 秋田市山王四丁目 2 番 3 号 [TEL018-883-1550](tel:018-883-1550)・[Fax018-883-1551](tel:018-883-1551)

③ 秋田県福祉サービス相談支援センター

〈連絡先〉〒010-0922 秋田市旭北栄町 1-5 [TEL018-864-2726](tel:018-864-2726)・[FAX 018-864-2742](tel:018-864-2742)

4. 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

(2) 苦情受付報告・確認

苦情解決担当者が受付けた苦情を苦情解決責任者と福祉事務所に報告します。

苦情解決責任者は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

その際、苦情申出人は、苦情相談機関の助言や立会いを求めることができます。

(4) 都道府県「運営適性化委員会」の紹介

本事業者で解決できない苦情は、秋田県社会福祉協議会に設置された運営適性化委員会に申し立てることができます。

横手市（東部・西部・南部）地域包括支援センター 個人情報保護に関する方針

横手市（東部・西部・南部）地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

- 1 センターは、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
- 2 センターは、個人情報を適法かつ適切な方法で取得します。
- 3 センターは、個人情報の利用をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲で個人情報を利用します。
- 4 センターは、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- 5 センターは、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため、適切な措置を講じます。
- 6 センターは、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申し出があった場合には速やかに対応します。
- 7 センターは、個人情報の取り扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
- 8 センターは、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、職員の個人情報に関する意識啓発に努めます。
- 9 センターは、この方針を実施するため、横手市が定める個人情報に係る規定を職員に周知徹底し、確実に実施します。

令和 8年 4月 1日

横手市（東部・西部・南部）地域包括支援センター
横手市長 高橋 大